

ID: 411

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	駐車場の使用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市営住宅管理条例 第62条		
例 規 番 号	平成18年条例第189号		
<p>【根拠条文】 (使用許可) 第62条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第63条の規定による。 (使用者の資格) 第63条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市公営住宅の入居者又は同居者であること。 (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。 (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。 (4) 第41条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。 			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日